

第七十七号議案

江戸川区立篠崎小学校改築工事請負契約の変更について

右の議案を提出する。

令和五年六月十四日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区立篠崎小学校改築工事請負契約の変更について  
左記のとおり請負変更契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 江戸川区立篠崎小学校改築工事
- 二 契約の相手方 江戸川区一之江七丁目六五番二八号  
株式会社スイコウ  
代表取締役 菊池雄二
- 三 変更後契約金額 金二十八億二千六百四十五万円

(説明)

議会の議決を経て締結した契約を変更するに当たり、江戸川区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年四月江戸川区条例第十三号)第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

変更概要

一	件名	江戸川区立篠崎小学校改築工事
二	位置	江戸川区篠崎町三丁目二番一八号
三	工期	令和三年六月二十三日から令和六年三月三十一日まで
四	契約金額	

(一) 当初 金二十四億四千五百三十万円

(二) 専決による変更後

一回目 金二十四億五千四百五十一万八千円

二回目 金二十六億七千六百九十一万六千円

(三) 今回変更後 金二十八億二千六百四十五万円

五 変更理由

受注者からの江戸川区特定公共事業用工事請負契約標準約款第二十条第七項（インフレスライド条項）に基づく契約変更請求について精査したところ、契約当初に比べて賃金等（賃金、材料費等）の価格に著しい変動が生じ契約金額が不  
 適当と認められたので、契約金額の増額変更が必要になったため。